平成２９年（フ）第２０２２号
福岡県筑紫野市塔原東１丁目９番16―201号
債務者　中島　静夫
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０２３号
福岡市南区西長住２丁目29番28―202号
債務者　西脇　元信
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０３５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田910番地304
債務者　阿比留　舞
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０４２号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―304号
債務者　藤木　和史
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０４６号
福岡市博多区光丘町１丁目３番５号
債務者　嶋田　雅美（旧姓柚場）
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０７８号
福岡市東区香住ヶ丘３丁目14番15号
債務者　中村　浩二
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０７９号
福岡市南区的場２丁目８番2306号
債務者　黒田由美子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０８１号
福岡市南区横手３丁目２番25号
債務者　中村　朋子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０８２号
福岡市南区井尻５丁目24番８―216号
債務者　平田　和三
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０８４号
福岡県春日市春日２丁目141番地　エトワール春日102号
債務者　山下　伸代
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０９７号
福岡県糸島市油比173番地
債務者　岡本　良子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２１０４号
福岡市南区屋形原３丁目12番４号
債務者　八尋　義和
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４６３号
熊本県宇城市松橋町松橋1482番地１　メゾンドヒルＢ棟102号
債務者　山田阿佑美（旧姓川辺）
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５２３号
鹿児島県鹿児島市上福元町5683番地７
債務者　古川美和子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５２６号
鹿児島県鹿児島市錦江町４番21号
債務者　喜多　里美
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５３８号
鹿児島県鹿児島市坂元町48番８号
債務者　石坂　由華
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５３９号
鹿児島県鹿児島市小野４丁目４番13号　上元アパート３号
債務者　水堀さとみ
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係